

書面提出書

2019年7月19日

<事件の表示>

東京地方裁判所 平成31年(ワ)第7175号、第10285号 損害賠償請求事件

原告 【閲覧制限】 外32名、【閲覧制限】 外2名

被告 学校法人東京医科大学

<提出書面>

1. 第1準備書面 1通

<連絡事項>

<提出先>

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中 (03-3581-5448)

原告訴訟代理人弁護士 櫻町直樹 先生 (050-3730-9413)

<提出者>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階 田辺総合法律事務所

電話：03-3214-3811

FAX：03-3214-3810／03-3214-3821

被告訴訟代理人弁護士 鈴木翼

(担当事務：梅田)



受領書

2019年 月 日

上記書面を受領しました。

代理人弁護士

平成31年（ワ）第7175号、第10285号 損害賠償請求事件

原告 【閲覧制限】外32名、【閲覧制限】外2名

被告 学校法人東京医科大学

第1準備書面

令和元年7月26日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

田辺

克彦



同

加野

理代



同

鈴木

翼



同

田中

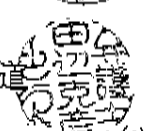
瑛生



同

桑原

博道



同

蒔田



第1 平成31年（ワ）第7175号事件における請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

「1」について、下記の原告につき、被告の設置する東京医科大学（以

下「本学」という。) 医学部医学科の下記の一般入学試験(以下、「一般入試」という。)、センター試験利用入学試験(以下、「センター利用入試」という。)を受験したことにつき否認する。被告において、当該原告らが受験したことを確認できない(乙17)。

記

- ・ 原告2：平成26年度一般入試、平成27年度一般入試
- ・ 原告8：平成26年度センター利用入試、平成27年度一般入試
- ・ 原告9：平成25年度一般入試
- ・ 原告10：平成26年度一般入試、同センター利用入試
- ・ 原告15：平成27年度一般入試
- ・ 原告20：平成29年度一般入試
- ・ 原告21：平成30年度センター利用入試
- ・ 原告26：平成29年度センター利用入試、平成30年度一般入試、同センター利用入試

また、原告1ないし6について、平成18年度、平成23年度又は平成24年度に受験したことは不知。被告において平成24年度以前の受験者に関する資料は保存期間(5年間。学校教育法28条1項5号参照)満了により現存しておらず、被告において、原告1ないし6が平成24年度以前に受験したかどうかを確認することができない。

上記のほか、原告らが、訴状別紙記載の年度・試験区分において本学医学部医学科を受験したことにつき、認める。

「2」については認める。

2 「第2 東京医科大学における医学部医学科の入学試験」について

「1」ないし「17」についてはいずれも認める。

3 「第3 被告が入学試験において行った『属性調整』」について

冒頭部分第一段落（「被告は、平成18年度以降」から「継続して行ってきた。」まで）、並びに「1」ないし「6」については認める。冒頭部分第二段落（「属性調整」から「明らかといえる。」まで）につき、平成18年度ないし平成24年度における属性調整の具体的内容は不知。

4 「第4 被告の不法行為」について

- (1) 「1」については、認める。
- (2) 「2」のうち、脚注1における第三者委員会第一次調査報告書（甲2の1）の引用部分については、同報告書にこのような記載があることは認め、その余は争う。
- (3) 「3」のうち、条約、憲法、教育基本法、学校教育法、大学設置基準の記載については認否の対象ではない。脚注2における第三者委員会第一次調査報告書（甲2の1）の引用部分については、同報告書にこのような記載があることは認め、その余は争う。
- (4) 「4」については、本学医学部医学科の入学試験において、当時理事長あるいは学長の指示により「個別調整」が行われていたことについては認め、その評価は争う。
- (5) 「5」及び「6」については、第三者委員会の各調査報告書の引用部分について、各報告書に原告ら主張の記載があることは認め、その余は争う。

なお、「問題漏洩の疑い」については、追加調査報告書（7175事件甲5の1）では「問題漏洩があったと認定することはできない」と結論づけられている（同報告書第3.2(2)・4頁）。

- (6) 「7」ないし「9」については、脚注3における第三者委員会第三次調査報告書（7175事件甲4）の引用部分について、同報告書に脚注3指摘の記載があることは認め、その余は争う。詳細は、「第3 被告

の主張」にて主張する。

5 「第5 被告の不法行為による損害」について

(1) 「1 全ての原告に共通する損害」について

ア 「(1) 慰謝料」について

(ア) 「ア」ないし「ウ」については不知。評価は争う。

(イ) 「エ」については争う。

(オ) 「オ」については、募集要項の引用部分につき、本学医学部医学
科の学生募集要項(乙1)に原告ら主張の記載があることについて
認め、その余は争う。

(カ) 「カ」については不知。評価は争う。

(キ) 「キ」については争う。

(ク) 「ク」のうち、被告が平成29年度及び平成30年度の入学試験
について合否再判定を実施したこと並びに脚注4における第三者委
員会第二次調査報告書(7175事件甲3の1)の引用部分につ
き、同報告書に脚注4指摘の記載があることは認め、その余は否認
ないし争う。詳細は、「第3 被告の主張」にて主張する。

(ケ) 「ケ」のうち、被告が適切な是正措置を講じないことについて否
認ないし争う。その余は不知ないし争う。

(コ) 「コ」のうち、医学部が一般的な他の学部に比べて数が少ないこ
とは認め、その余は争う。

(サ) 「サ」及び「シ」については争う。

イ 「(2) 入学検定料、交通費及び宿泊費相当額」について

(ア) 「ア」については、原告らのうち、上記第1. 1において否認し
た者にかかる入学検定料や交通費の支出については否認し、原告1
ないし6が、平成18年度、平成23年度又は平成24年度に本学

医学部医学科を受験したこと、並びに入学検定料や交通費の支出については不知。その余につき、入学検定料の支出は認め、交通費の支出については不知。

(イ) 「イ」及び「ウ」については争う。詳細は、「第3 被告の主張」にて主張する。

(2) 「2 原告22及び33（平成29年度、30年度受験生のうち「意向確認対象者」）に共通する損害」について

ア 「(1)」及び「(2)」については認める。

イ 「(3)」については、原告22及び原告33がそれぞれ意向確認対象者となったという限度で認め、その余は争う。

エ 「(4)」については不知。評価は争う。

オ 「(5)」及び「(6)」については争う。

6 「第6 まとめ」について争う。

第2 平成31年（ワ）第10285号事件における請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」

「1」について、原告34が平成25年度センター利用入試を受験したことは認めるが、同一般入試を受験したことにつき否認する。被告において、原告34が同一般入試を受験したことを確認できない（乙17）。原告35及び原告36が、訴状別紙記載の年度・試験区分において本学医学部医学科を受験したことにつき、認める。

「2」についてはいずれも認める。

2 「第2 東京医科大学における医学部医学科の入学試験」について

「1」ないし「6」についてはいずれも認める。

3 「第3 被告が入学試験において行った『属性調整』」について

冒頭部分第一段落（「被告は、平成18年度以降」から「継続して行ってきた。」まで）、並びに「1」ないし「4」については認める。冒頭部分第二段落（「属性調整」から「明らかといえる。」まで）につき、平成18年度ないし平成24年度における属性調整の具体的内容は不知。

4 「第4 被告の不法行為」について

上記第1. 4と同様である。

5 「第5 被告の不法行為による損害」について

(1) 「1 全ての原告に共通する損害」について

上記第1. 5 (1)と同様である。なお、「(2)ア」について、原告34が、平成25年度一般入試にかかる入学検定料や交通費を支出したことについては否認する。

(2) 「2 原告3に固有の損害」について

ア 「(1)」については認める。

イ 「(2)」については、原告36（同訴状における原告3）が意向確認対象者となったという限度で認め、その余は争う。

ウ 「(3)」については不知。評価は争う。

エ 「(4)」及び「(5)」については争う。

6 「第6 まとめ」について

争う。

第3 被告の主張

1 被告における対応の経緯等について

被告は、過去の本学医学部医学科入学試験における実態を明らかにすべ

く、第三者委員会による調査等を実施した。

その結果、平成25年度ないし平成30年度において、以下の得点調整が明らかになった。

- ・ 一般入試やセンター利用入試の二次試験科目である「小論文試験」の点数について、受験生の属性（性別や高校卒業年からの経過年数、高等学校等コード）に応じて一部の受験生にだけ点数を加点する得点調整（以下「本件属性調整」という。）
- ・ 被告の前理事長、前学長による、特定の受験生の試験成績の点数データ（素点）を書き換えるという得点調整（以下「本件個別調整」とい、本件属性調整とあわせて「本件得点調整」という。）

被告は、第三者委員会の調査結果を踏まえ、平成29年度及び平成30年度入試については、第三者委員会報告書とその余の残された資料を可及的に精査した上で、追加合否判定を行い、第三者委員会報告書の指摘（69名）を上回る合計101名を対象として本学への入学意思の有無の確認を求め（この確認を求めた者が「意向確認対象者」である。）、そのうち入学意思を表明した44名に対して、平成31年度に入学の機会を提供するとともに、意向確認対象者に対して補償も既に提案している。

また、平成25年度から平成28年度入試については、第三者委員会第二次調査報告書によれば、「もはや、入試手続において本来予定されている合否判定を行うことはできないというしかない」（同報告書第6.1・43頁。7175事件甲3の1）という状況であったが、第三者委員会は、現時点で残存している資料をもとに、元の点数（素点）に基づいた成績の復元を試みた「新合格者選定名簿」（なお、同委員会自身、「完全な正確性は保証できない」としている）を作成した。これを受け、被告は、当時の合格者選定名簿（「旧合格者選定名簿」）では繰上合格となった受

験生のうち最も順位の低かった者より下の順位にいたが、新合格者選定名簿によるとそれ以上の順位となる者を、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」（乙2）として、補償を提案している。

このように、本件得点調整により不利益を被った受験生ないし不利益を被った可能性のある受験生に対しては、追加合否判定の実施や補償の提案等の対応を行ってきたところであるが、本件得点調整によっても合否に影響がなかった受験生、すなわち本件得点調整の有無にかかわらず不合格であった受験生については、原告の主張するような不法行為は存在せず、また相当因果関係がある損害が発生しているとは認められない。

原告らは、入学試験の一連の手続が全体として違法性を帯びるとして、不法行為に基づく損害賠償を請求している。しかし、入学試験は、大別して「試験の実施」と「合否の判定」から構成されるところ、「合否の判定」は各受験生において個別に判断されるものであって、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生がいたことをもって、その他の受験生との関係で「合否の判定」が違法になるわけではなく、また、入学試験の一連の手続が全体として違法になるものではない。さらには、本件得点調整によって合否に影響が及んだ者は、平成25年度ないし平成30年度においても全受験者に対して1%程度に過ぎないのであり、ごく一部かつ少数に過ぎないのであって、入学試験が全体として違法と評価されるはずがない。一部の者の合否判定に不適切な点があったことをもって入学試験の全体が違法となるのであれば、入学試験を前提として確定した入学者の地位や卒業生の地位を否定することにもなりかねず、法律論としての破綻は明らかである。

また、平成24年度以前の入試に関しては、上述のとおり、既に資料が廃棄されていることから、当該年度における本件得点調整の具体的内容や本件得

点調整によって不利益を受けた受験生を把握することができない。

2 原告らの主張

原告らは、訴状第4（11～13頁）において、原告らが受験した平成18年度以降の本学の入学試験における本件属性調整は「選抜の公正・公平」を著しく損なう行為であるとした上で、被告による受験生の募集（募集要項の発表）、合格者の選抜、発表という入学試験の一連の手続は、全体として違法性を帯びる旨主張している。

しかしながら、次に述べるとおり、原告の主張に理由はない。

3 入試試験が全体として違法となることはない

(1) 入学試験は全体として適正に実施された

ア 入学試験の手続と実施

本学医学部医学科入学試験では、予め学生募集要項において、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを受験生に示し、募集人員、受験資格、出願要領、選抜方法、試験科目・試験日時・試験会場等の入学試験に関する具体的手続を定めた上で、この手続に則って、各年度の入学試験が実施されてきた。

イ 得点調整による合否への影響

第三者委員会報告書の指摘によれば、本件得点調整により合否に影響を受けた受験生（すなわち、その合計点数に基づく順位が、当時繰上合格となった最低順位よりも低かったが、第三者委員会報告書により本件得点調整や個別調整の影響を排除した結果、当該順位よりも高くなったと指摘された者）は、次表のとおりであり、いずれの年度においてもごく一部かつ少数に過ぎない（7175事件甲2の1、3の1）。

	一般入試			センター利用入試		
	被影響者数	全受験者数	割合	被影響者数	全受験者数	割合
平成25年度	36名	2149名	1.6%	6名	990名	0.6%
平成26年度	23名	2438名	0.9%	1名	1077名	0.1%
平成27年度	22名	2926名	0.7%	0名	990名	0%
平成28年度	20名	3231名	0.6%	1名	915名	0.1%
平成29年度	19名	2832名	0.7%	0名	846名	0%
平成30年度	44名	2614名	1.6%	6名	917名	0.7%

一部の者の合否判定に不適切な点があったことをもって入学試験の全体が違法となるのであれば、入学試験を前提として確定した入学者の位や卒業生の地位を否定することにもなりかねず、大学運営全般にわたって法的安定性を著しく害する。

このことは、入学試験における採点ミスの事例に対するこれまで公知となってきた対応事例等からも明らかである。採点ミスによって不合格となった受験生に対して追加合格や補償の措置が行われてきたが、だからと言って既に合格した者の地位が変動することはなく、採点ミスを補正してもなお不合格である者に賠償を行うことはない。要するに、採点ミスによって影響を受けない合格者や不合格者に、賠償請求権を認めることはないのであって、一部の採点ミスによって入学試験の全体が違法となったり不法行為になったりするはずがない。

(2) 本件得点調整に関する第三者委員会の指摘と本学の対応

ア 第三者委員会報告書の指摘する本件得点調整

第三者委員会報告書は、東京地方検察庁に押収された資料を全て閲覧し、必要な資料を謄写して調査を尽くした結果、平成18年度以降の本学の入学試験において本件得点調整が存在したことを指摘すると

ともに、本学の当時理事長ないし学長であった者が、本件得点調整を行っていたことを指摘した（第三者委員会第三次調査報告書第4・3～10頁。7175事件甲4）。

さらに、第三者委員会報告書は、本件得点調整について、入試委員会及び教育委員会並びに教授会はいずれも本件得点調整を認識していなかったものと指摘した（同第4.1(4)・5頁。7175事件甲4）。

本件得点調整は、当時の理事長・学長の個人的かつ恣意的な判断による不適切なものであって、組織的な意思決定を経ていないのみならず、入試委員会や教育委員会、教授会に対しても秘密裡に行われたものであることは、東京地方検察庁の捜査資料によっても基礎づけられている。

イ 第三者委員会の指摘を受けた本学の対応

第三者委員会の指摘を受け、本学は、本件得点調整のような不適切な行為と決別するべく組織改革をおこなった。学校法人の根本規範である寄附行為を変更し、外部評議員・外部理事の割合を増加させた上で、新たに評議員・理事を選任する等の対応を行い、新学長に卒業生の女性医師を選任するとともに、再発防止策として入試改善策を策定・実施してきた（第三者委員会第二次報告書第7・46頁以下。7175事件甲3の1）。

平成29年度及び平成30年度の本学の入学試験については、可能な限り記録を遡って、第三者委員会報告書が指摘した追加合否判定の適否を大学としてさらに精査し、個人的かつ恣意的な判断による不適切な調整を排除して合否の判定が変わる者のうち入学の意思を示した者44名を追加合格としてこれらの者に入学の機会を提供し（乙

3)、そのうち24名が平成31年4月に本学に入学した(乙4)。

また、平成25年度ないし平成28年度入試において、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」(上記1参照)109名に対しては、補償の対応を既に開始している。

他方、本件得点調整の影響を排除しても、合否が変わらなかった者については、第三者委員会報告書においても、補償も含めて何ら是正措置の提言はなかった。

(3) 本件属性調整の背景

ア 本学が女性医師の育成に積極的に取り組んできた経緯

(ア) 女性医師のキャリア等への支援

本学は、平成22年から「医師・学生支援センター(後に医師・学生・研究者支援センター)」を設置し、文部科学省補助金事業「女性研究者研究活動支援事業」の採択も受けて、積極的に女性医師のキャリア・復職支援や研究支援、育児支援など様々な取組みを実践してきた(乙5)。

(イ) 女性の入学者数等の動向

女性の医科大学への入学者数、国家試験合格者数、医師の数は増加傾向にある。平成26年度時点で医学部入学者に占める女性の割合は約3分の1を占め、女性医師の割合は全体の20.4%であり、特に近年、若年層における女性医師は増加している(乙6・3枚目)。

本学の近年の女性受験生、女性の入学者はともに3割前後で推移しており(乙7)。これは、平成27年度では医学部全体25校中(非公表・東京女子医科大学を除く。以下同じ。)10位、平成28年度では医学部全体28校中11位と、全体の中の中位より上に位置づけられる(乙8)。

(ウ) 研修医の採用状況

本学付属病院の初期臨床研修医の採用状況をみても、女性比率は3割を超えることが多く、平成28年度に至っては、女性が男性を上回っている(乙9)。

イ 本学が各医療圏において果たしている役割

本学は、西新宿に位置する東京医科大学病院(許可病床1015床)、東京都八王子市の八王子医療センター(許可病床610床)、茨城県霞ヶ浦の茨城医療センター(許可病床501床)の三病院を開設しており、多数の卒業生が研修医から指導医にいたるまで、これらの病院で活躍している。

(ア) 東京医科大学病院(許可病床1015床)は、西新宿の高層ビル群の中に位置し、地下鉄「西新宿」駅に直結する都市型の大学病院であり、東京都区西部医療圏(新宿区、中野区、杉並区)の基幹病院としてだけでなく、それぞれの医療分野において高度医療を提供できる医療機関として活動している。東京医科大学病院の救急救命センターは、東京消防庁とホットラインで結ばれており、救急現場で救急隊が重症と判断したものについて24時間365日体制で受け入れている。救急車の受入数は毎年年間5000台を超える(乙10)。

全国約170、都内21カ所の救命救急センターの中でも搬送件数の多い都市型救命救急センターであるとともに、全国約61カ所の日本救急医学会指導医指定施設のひとつで、迅速かつ精度の高い重症救急医療を目指している。外科系の手術に限っても、近年の年間手術件数は1万1000件を超えることさえあり(乙11)、外科系診療科においては、日本のトップレベルの実績を誇るロボット

支援手術や内視鏡を用いた手術を積極的に実施している（乙12）。

（イ）八王子医療センター（許可病床610床）は、八王子市の人口約56万人を含めた南多摩医療圏142万人の中核病院として、「先進医療」と「地域医療」の機能を兼ね備えた医療機関である。現在、標榜している診療科数は34科の総合病院としてあらゆる疾患への対応と効率的な医療システムの運用を行っており、三次救命救急センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関、がん診療連携拠点病院等の指定を受けている（乙12）。

（ウ）茨城医療センターは、茨城県南の地域中核病院であり、急性期病院として機能を果たすため、「救急医療」・「がん診療」・「小児・周産期医療」・「肝疾患診療」の政策医療に積極的に取り組むとともに、地域の超高齢化を見据え、地域完結型医療機関として医療・福祉の連携を強化し、当センターが有する地域包括ケア病棟を有効に利用し、「地域包括ケアシステム」の構築をめざしている（乙12）。

ウ 本学の付属病院群における医師の確保

（ア）医師の確保は卒業生に依拠するところが大きい

上記のような役割を担うために、本学は、すべての診療科に十分な医師の数と、「24時間365日」の診療を維持するために、医師の勤務時間を確保する必要がある。

付属病院の担い手としては、当然当該大学医学部の卒業生が期待され、実際、初期臨床研修医（医師資格取得後に必修である2年間の臨床研修中の医師）や後期臨床研修医（初期臨床研修後、専門医を目指し研修を続ける医師。現在は専攻医）のうち本学卒業生が占める

割合は、平成18年度以降で最大81.4%、少ない年でも過半数という実態がある(乙9)。

(イ) 医師の長時間労働

勤務時間については、もともと、医師は他職種と比較しても抜きん出た長時間労働の実態があるが(乙13)、中でも付属病院における勤務時間は医療機関全体からしても長い(乙14・13枚目)。

医師の長時間労働については、健康への影響及び医師のワークライフバランスの観点から、労働時間の短縮に向けた医師の働き方改革の必要性が指摘されている(乙13)が、医師の時間外労働の上限規制につき5年間適用除外となっており、所定内の労働時間を超える時間外労働時間の上限は1860時間とされている。

(ウ) 医療機関、特に特定機能病院の医師の確保

さらに、医療機関及び特定機能病院の医師の確保については、次のとおり、法令上の義務が厳しく課されている。医療法は、「施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進する」(第1条)、「医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供」(第1条の2第2項)等の目標を掲げた上で、「第5章 医療提供体制の確保」を設けて、「第4節 医療従事者の確保等に関する施策等」の冒頭では「病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない」(第30条の19)と定めており、病院の管理者は極限までの努力を尽くしているところである。

さらに、東京医科大学病院は特定機能病院(医療法第4条の2)

であり、高度の医療を提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修、医療の高度の安全の確保等を法によって義務付けられている上に、通常の病院の医師数の「2倍程度が最低基準」「医師の配置基準の半数以上がいずれかの専門医」との基準が示されている（概略については乙15）。

エ 一般的な女性医師の動向について

医師集団の中でかつては女性医師の割合が低い状況であったが、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策や社会的動向、ワークライフバランスの確保と働き方改革の推進等の諸施策の効果もあり、女性医師の割合は増加傾向にある（乙6・3枚目）。ただ、未解決の困難な問題も依然として残されている。

(ア) 就業率、勤務時間で男性と有意な差がある

就労については、医師となつてからの就業期間、週当たりの就労時間共に、男性医師より女性医師が短いという実態がある。

具体的には、女性が医師として就業している率は、医学部卒業後、年が経つにつれて減少傾向をたどり、卒業後11年において76.0%と最低となった後、再び就業率が回復していくというM字カーブを描く（乙5・9枚目）。平均勤務時間は30代、40代では男女で週10時間以上の差があり（乙6・17枚目）、週当たり勤務時間が60時間以上の病院常勤医師の割合も、男性が41%、女性が28%と女性医師の方が少なく（乙6・13枚目）、その男女差は特に30代から50代で顕著である（乙6・16枚目）。男性医師と女性医師の就労状況については、このような顕著な差があることが実態であり、このことは、出産、育児等のライフイベントによる家庭生活との両立の困難性に由来するものと思われる（乙6・10枚目）。

(イ) 選択する診療科の違い

さらに、男性医師と女性医師では選択する診療科にも違いがある。

具体的には、皮膚科、眼科、麻酔科、小児科、産婦人科、形成外科、病理、放射線科、リハビリ、精神科は男性に比べ、女性の方が有意に割合が高い。一方で、内科系、救急、外科系、泌尿器科、脳神経外科、整形外科は男性に比べ、女性の方が有意に割合が低い（乙6・6～8枚目）。

オ 医師の就労状況についてさらなる政策的対応が求められている。

我が国は、人口の超高齢化による医療ニーズの著しい増加、近年における飛躍的な医学の進歩による医療の高度化・複雑化の下で、さらには国民皆保険の下、医療の量と質の確保が国民の強い要望になっている。加えて医師数が厳しく制限されていることから、医療事情は極めて厳しい状況にある（上記ウ参照）。

このような厳しい医師の確保の要請の下で、本学においては優秀な女性医師の確保と働きやすい環境の確保は病院の持続可能性の死命を決する課題であるから、本学では、従来より、教育の充実とダイバーシティの推進を率先して実施し、特に女性医師の働きやすい環境の整備に努めてきた経緯があり（上記ア）、だからこそ、不適切な得点調整が理事長や学長の個人的・恣意的判断によって行われてしまった今回の事象は、本学にとって痛恨の極みである。女性医師が十分に活躍できる環境を整え、本学の附属病院群と多くの関連病院が各医療圏において十分な機能を果たして行くことこそが急務と考える。

4 不法行為による損害等がないこと

(1) 平成29年度及び平成30年度入試に関して

原告らは、本件得点調整が不法行為であり、慰謝料と入学検定料等が

その損害である旨主張する。

しかしながら、上記第3. 1のとおり、第三者委員会第一次調査報告書の指摘を受けて、追加合否判定を実施した結果、本件得点調整の有無にかかわらず不合格であった受験生については、合否の判定の結果が変わらないため、特段不利益は生じていない。このため、被告の行為により侵害された「他人の権利又は法律上保護された利益」は存せず、相当因果関係のある損害も生じていない。

また、上記第3. 1のとおり、意向確認対象者に対して補償の提示をしているところ、原告22、原告33及び原告36に対しても（乙17参照）、他の意向確認対象者と同様に補償を行う用意がある。

(2) 平成25年度ないし平成28年度入試について

平成25年度ないし平成28年度入試についても、上記第3. 1記載のとおり、第三者委員会第二次調査報告書が指摘する「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」に該当しない受験生は、本件得点調整の有無にかかわらず不合格であったのであるから、上記

(1)同様、被告の行為により侵害された「他人の権利又は法律上保護された利益」は存せず、相当因果関係のある損害も生じていない。

また、上記第3. 1のとおり、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」に対して補償の提示をしているところ、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」である原告12（平成28年度一般入試。乙17参照）に対しても同様に補償を行う用意がある。

原告23については、平成28年度センター利用入試において、当時合格しており（同センター利用入試で繰上合格となったのは、84位までの受験生である。第三者委員会第2次調査報告書脚注44・39頁。

7175事件甲3の1。乙17参照)、損害は生じていない。

(3) 平成24年度以前の入試について

平成24年度以前の入試に関しては、上記第1.1のとおり、既に資料が廃棄されていることから、当該年度における本件得点調整の具体的内容や本件得点調整によって不利益を受けた受験生を把握することができない。

このため、被告の行為により侵害された「他人の権利又は法律上保護された利益」及び相当因果関係のある損害を確認することができない状況である。

第4 求釈明について

1 訴状第7.1について

原告らは、おそらくは、原告1ないし原告6との関係で、平成18年度、平成23年度及び平成24年度における本件属性調整の具体的内容を把握したいものと思われる。

しかし、上記第1.1のとおり、当時の入試に関する書面の保管期間が経過していることもあり、本件属性調整の具体的内容を正確に把握することができないものの、第三者委員会第三次調査報告書(7175事件甲4)3頁の脚注1に記載の「平成18年度入試用の仕様書」と思われる書面を乙16号証として提出する(同報告書脚注1において、「平成18年度集計方法案記載の加点内容は後に変更され」と記載されているため、実際に行われた属性調整の内容により近いと考えられる「平成18年度入試用の仕様書」と思われる書面を提出する次第である。)

平成23年度及び平成24年度の「集計方法案」、「仕様書」は被告において見当たらない。

2 訴状第7.2について

第三者委員会調査報告書別紙の新合格者選定名簿に基づく原告らの成績、順位等を乙17として提出する。

なお、原告4の平成25年度一般入試2次試験小論文の点数について、当時の合格者選定名簿における点数が、新合格者選定名簿における点数よりも高くなっている。この正確な原因は不明であるが、おそらくは「小論文検討会」における調整（第三者委員会第二次報告書第3.4(1)イ(エ) a・14頁。甲3の1)と推測される。

3 訴状第7.3について

平成18年度ないし平成24年度入学試験において、合否判定の際に用いた当時の合格者選定名簿は、上記第1.1のとおり、保存期間（5年間。学校教育法28条1項5号参照）が満了しており、現存しない。

4 訴状第7.4について

平成25年度ないし平成28年度については、7175事件甲8に記載のとおり、合否判定の基礎となる資料が欠如していること、また、入学試験実施当時から3年以上経過していること等から、追加合格を行わないことにした。

このうち、「入学試験実施当時から3年以上経過していること」を追加合格にしない理由としたのは、入学試験は、あくまでその時点における学力や学修意欲等が本学の履修課程に合致している否かを判定するものであるところ、入学試験の実施から3年以上経過していることから、追加合格時点で入学試験当時の学力や学修意欲等が維持されているかどうか不明であり、本学の入学者として受け入れることが困難であると判断したからである。

以上